

河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲に関する取りまとめ

平成20年12月
国土交通省

河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲については、「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日）に基づき、地方公共団体と調整を行ってきたところであるが、当該調整の過程で把握した地方公共団体の意向も踏まえ、

一級河川及び一般国道の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を地方公共団体と協議すること
等の前提条件の下、下記のとおり取りまとめた。

記

河川

- (1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの
 - (2) 移管の可能性について引き続き協議するもの
- 上記のいずれも別添1のとおりである。

道路

- (1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの
別添2のとおりである。
- (2) 移管の可能性について引き続き協議するもの
別添3のとおりである。

なお、別添1、別添2及び別添3は、現時点での状況を取りまとめたものであり、今後、地方公共団体との調整を進め、関係者の意見も聞きながら、移管対象河川・道路の更なる具体化を図っていく。